

承認第6号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出

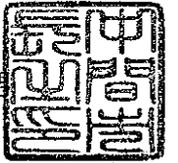
中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市都市計画税
条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

中間市長 松下俊男



中間市都市計画税条例の一部を改正する条例

中間市都市計画税条例（昭和 35 年中間市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 12 項中「第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項若しくは第 38 項」を「第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中間市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 25 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 39 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 項の規定の適用については、同項中「、第 35 項若しくは第 40 項」とあるのは「若しくは第 35 項」とする。

中間市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>3～11 (略)</p> <p>12 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」とあるのは「若しくは第 28 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u></p> <p>13 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>3～11 (略)</p> <p>12 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項若しくは第 38 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」とあるのは「若しくは第 28 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u></p> <p>13 (略)</p>